

圏域観光パンフレット製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1)業務名

圏域観光パンフレット製作業務委託

(2)業務の目的

現行の圏域観光パンフレット(山陰まんなかぐるり旅)は、平成27年に作成したもので、すでに9年以上が経過しており、増刷のたびに軽微な修正を実施してきた。観光情報や旅行者の観光ニーズが時代とともに変化している中で、この度全面的にリニューアルを行う。圏域への誘客を目的とし、旅行先として選んでもらえ、旅行時の持ち歩きに役立つ観光パンフレットとする。なお、国内で行われるイベントのほか、観光案内所、空港等で年間を通して配布できるものとする。

(3)業務内容

圏域観光パンフレット製作業務委託仕様書のとおり。

(4)業務履行期間

業務委託契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

2. 委託費

委託費の上限は、1,700,000円(消費税および地方消費税を含む)とする。

3 選定方式および契約方法

提案内容をプレゼンテーション審査により評価するプロポーザル方式によって受注候補者を決定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)法人格を有すること。

(2)次のいずれも該当する者であること。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

②本社もしくは契約を委任した営業所を圏域内に有し、各市で下記に登録されている者

米子市:「印刷類」「役務」-9 広告・イベント、24 広告代理

境港市:「印刷類」「企画・製作」

安来市:「印刷・製本類」「企画・製作」

出雲市:「印刷類」「企画・製作」

松江市:「印刷類」「企画・製作」

③破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)

- ④国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者
- ⑤消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者を経営に関与させていない者
- ⑦地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者
- ⑧一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者

5 実施要領等の配布方法

(1)公開期間 令和6年8月30日(金)～令和6年10月23日(水)

※参加申込書の受付締切は、令和6年9月19日(木)17時必着

(2)配布方法 一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局ホームページからダウンロードすること。

(URL:<https://www.sanin-mannaka.jp/>)

※窓口での配布、郵送、メール等による配布は行いません。

(3)配布資料

- ・プロポーザル実施要領(本書)
- ・仕様書
- ・参加申込書(様式1)
- ・誓約書(様式2)
- ・実績報告書(様式3)
- ・質問書(様式4)
- ・企画提案書表紙(様式5)
- ・会社概要(様式6)
- ・配置予定技術者調書(様式7)
- ・選定委員会設置要綱
- ・評価基準表(別表1)
- ・台割(別紙)

6 質問の受付及び回答

(1)提出方法

別添の質問書(様式4)により、Eメールにて提出すること。

※メール送信後は担当者まで電話にて受信確認すること。

(2)提出期限

令和6年9月6日(金)17時必着

(3)提出先

一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局

Eメール:mannaka-dmo@nakaumi.jp

※件名は「圏域観光パンフレット製作業務委託／質問書(社名)」

(4)質問への回答

令和 6 年 9 月 9 日(月)に(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局ホームページに掲載し回答する。
また、回答内容は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

7 参加申込書・企画提案書の作成等

【参加申込書】

企画提案に参加する場合、以下の書類を提出してください。

(1)提出書類

- ①参加申込書(様式 1)
- ②誓約書(様式 2)
- ③実績報告書(様式 3)

(2)提出部数:各 1 部

(3)提出期限:令和 6 年 9 月 19 日(木)17時必着

(4)提出場所:一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局(松江市玉湯町湯町 1793)

(5)提出方法:持参(9時から17時)または郵送(9月19日(木)17時必着)

(6)その他:参加申込書・誓約書提出後に辞退する場合は、辞退届(A4 縦判 任意様式)をご提出 ください。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行いません。

【企画提案書】

参加申込書を提出した者は、以下のとおり期限までに企画提案書類を提出してください。

(1)提出書類

①企画提案書表紙(様式 5)

代表者印を押印の上、企画提案書の鑑とすること。

②会社概要(様式 6)

提案者(構成員または協力会社を含む)の企業内容について掲載すること。

③企画提案書(任意様式)

仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、次のア～ウの留意点に従い、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること、なお、これは最適な委託業者を選定するために必要な企画提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

企画提案書は表紙・目次を除いて 20 ページ以内で作成し、A4横判で印刷すること。また各ページにページ番号を振ること。

○企画提案書の留意点

ア 実施方針

企画コンセプト、全体の構成、下記①～③、デザイン等具体的な提案を行い、仕様書の内容に加え、圏域の特性・地域性を踏まえ提案すること。

①表紙・裏表紙

②出雲市紹介ページ(見開き 2 ページ)

③圏域マップ(見開き 1 ページ)

イ 実施体制

管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。

専門的な知見やアドバイザー等の役割を明確化し提案すること。

ウ 実施スケジュール

詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、委託者及び受託者の役割を明確に区分し提案すること。

④配置予定技術者調書(様式 7)

業務主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記載すること。

⑤見積書及び見積内訳書(A4 版 任意様式)

(2)提出部数:各 12 部

(3)提出期限:令和 6 年 10 月 23 日(水)17時必着

(4)提出場所:一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局(松江市玉湯町湯町 1793)

(5)提出方法:持参(9時から17時)または郵送(令和6年 10 月 23 日(水)17時必着)

8 審査方法及び結果の通知

・審査は(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局で組織する審査委員が、提出された企画提案書の内容により行う。なお、配点は「別表 1」のとおりとする。

・合計点数が満点の 6 割を超えた提案者の中で、最も高い者を最優秀提案者とする。

ただし、合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。(合計点が最も高かつ1位の数も同数の場合は、委員会の委員の合議により審査を行い決定する)

・参加事業者が多数の場合は書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。

(1)事業者選定審査会(プレゼンテーション審査)

①日程:令和 6 年 11 月上旬 (予定)

②場所:一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局(松江市玉湯町湯町 1793)(予定)

③内容:企画提案書によるプレゼンテーションの実施。なお、プレゼンテーションは、本事業の実務を行う担当者に限る。

④時間:30 分程度(準備 5 分以内、プレゼンテーション 15 分程度、質疑応答 10 分程度)

※スクリーン・プロジェクターは(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局で用意する。

※審査会の詳細については、別途応募書類の提出者へ通知する。

(2)審査結果の通知

事業者選定審査会終了後に、(一社)中海・宍道湖・大山圏域観光局ホームページに掲載するとともに審査対象事業者すべてに通知する。

9 企画提案審査基準及び配点

別表 1「評価基準表」のとおり、審査基準及び配点に基づき、審査し評価する。

10 業務委託契約の締結

審査により選定した契約内定者と契約内容について協議、合意したのち業務委託契約を締結します。ただし、諸事情により契約予定者と契約を締結できなかった場合は、次点事業者と契約の協議を行うものとしま

す。

11 募集日程及び審査日程

| | |
|------------------|--------------------|
| 公示 | 令和6年8月30日(金) |
| 質問受付締切日 | 令和6年9月6日(金)17時必着 |
| 質問に関する回答日 | 令和6年9月9日(月)(予定) |
| 参加申込書の受付締切 | 令和6年9月19日(木)17時必着 |
| 参加資格の審査・審査結果の通知 | 令和6年9月25日(水)(予定) |
| 企画提案書・参加辞退届の受付締切 | 令和6年10月23日(水)17時必着 |
| 審査会(プレゼンテーション審査) | 令和6年11月上旬予定 |
| 審査結果の通知・公表 | 令和6年11月上旬 |
| 契約締結予定日 | 令和6年11月下旬 |
| 業務開始 | 令和6年11月下旬 |

12 その他

(1)本業務の支払条件及び概算予算額

- ・支払条件:完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内に支払う。
- ・概算予算額:170万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(2)企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(3)提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定しないものとする。

(4)提出された企画提案書等の差替え及び再提出は、原則認めない。

(5)提出された企画提案書等は、提案者に無断で二次的な使用はしない。

(6)提出された企画提案書等は、返却しない。

(7)原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(8)提出された企画提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案を無効にする。

(9)不明な点等の問い合わせ先等

- ・問い合わせ先:〒699-0292 島根県松江市玉湯町湯町1793
一般社団法人 中海・宍道湖・大山圏域観光局(担当:石田・實重)
電話番号:0852-55-5794
FAX 番号:0852-62-9102
メールアドレス:mannaka-dmo@nakaumi.jp

・問い合わせ方法:電話又は電子メール

・問い合わせ期間:令和6年8月30日(金)~令和6年10月23日(水)17時まで

なお、本企画競争に関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

別表 1

【評価基準表】

| 審査項目 | | 評価内容 | 配点 |
|--------------|-----------|------------------------------------|-------|
| 業務実施体制 | | 業務を適切に行える体制か | 10 点 |
| | | 過去の実績が十分であるか | |
| 企画提案 | コンセプト | 本業務の目的、内容を十分に理解しているか | 30 点 |
| | | 全体のコンセプトや構成は、圏域の魅力が十分に伝わるものとなっているか | |
| | | 圏域での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか | |
| | デザイン | 思わず手に取り、読んでみたくなる要素が盛り込まれているか | 30 点 |
| | | 写真やイラストが効果的に挿入されているか | |
| | | 世代を問わず、分かりやすく洗練されたデザインとなっているか | |
| | | 圏域を知らない人にもわかりやすい内容か | |
| | その他 | 独自の提案があるか | 20 点 |
| | | パンフレットとWEBの連動等についての提案があるか | |
| | プレゼンテーション | 説明内容が明確で信頼できるか | 10 点 |
| 質疑の回答が明確であるか | | | |
| 合計 | | | 100 点 |